明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十四年十一月二十一日

岡山市北区中山下二丁目八番五〇号

中鉄バス株式会社

代表取締役　藤田　祥江

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年十二月二十五日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年十一月二十一日

東京都中央区銀座七丁目九番一八号パールビル四階

株式会社博栄商事

代表取締役　児玉　博隆

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十五年一月八日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年十一月二十一日

岡山市北区中山下二丁目八番五〇号

中鉄バス株式会社

代表取締役　藤田　祥江

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である實籾富二男が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十一月二十一日

千葉県千葉市美浜区打瀬三丁目六番地ミラマール一番館六一一号

ＴＢＬパートナーズＬＬＣ

日本における代表者　實籾富二男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である高野紀之が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十一月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目三番一号

ダブリュビーエス・エフエックス・ファンディング・カンパニー

日本における代表者　髙野　紀之

限定承認公告

本籍岩手県宮古市川井第一〇地割四九番地、最後の住所岩手県釜石市鵜住居町第一三地割五五番地三

被相続人　亡　佐々木泰子

右被相続人は平成二十三年三月十一日死亡し、その相続人は平成二十四年十一月六日盛岡家庭裁判所遠野支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

岩手県盛岡市本町通二丁目一番三六号浅沼ビル二階

相続財産管理人佐々木健一

代理人弁護士　山﨑　哲雄

限定承認公告

本籍岩手県宮古市川井第一〇地割四九番地、最後の住所岩手県釜石市鵜住居町第一三地割五五番地三

被相続人　亡　佐々木左一

右被相続人は平成二十一年八月二十五日死亡し、その相続人は平成二十四年十一月六日盛岡家庭裁判所遠野支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

岩手県盛岡市本町通二丁目一番三六号浅沼ビル二階

相続財産管理人佐々木健一

代理人弁護士　山﨑　哲雄

限定承認公告

本籍山口県下関市東神田町三番、最後の住所山口県下関市山手町一四番八号

被相続人　亡　河﨑　正悟

右被相続人は平成二十四年六月十八日死亡し、その相続人は平成二十四年十一月十三日山口家庭裁判所下関支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十一日

三重県四日市市下之宮町二八七番地一プラザコート宮の前二〇三

限定承認者　西野真里香

法定代理人親権者父　西野　勝利

法定代理人親権者母　西野　優美

組織変更公告及び資本金の額の減少公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。また、当社は、当該組織変更の後、資本金の額を二十五億二百十万円減少することにいたしました。

この組織変更又は資本金の額の減少に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

最終事業年度はありません。

平成二十四年十一月二十一日

東京都千代田区紀尾井町四番五号

ニュー・ミッション・ファンディング合同会社

代表社員　日本ＧＥ株式会社

職務執行者　大槻　篤洋

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十四年十二月二十二日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十四年十一月二十一日

東京都港区新橋二丁目八番一六号石田ビル五階

ファイザック株式会社

代表取締役　呉本　幸知

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000222/awv2/

平成二十四年十一月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

東扇島3特定目的会社

取締役　石田　英俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000352/cbjv/

平成二十四年十一月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

市川1特定目的会社

取締役　石田　英俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000198/8i7h/

平成二十四年十一月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

春日井特定目的会社

取締役　石田　英俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000348/aqg7/

平成二十四年十一月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

プロロジス大阪2特定目的会社

取締役　石田　英俊

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000358/1o9f/

平成二十四年十一月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

舞洲4特定目的会社

取締役　石田　英俊

◉号外　十一月二十一日付第二五二　号六四ページ●同日付政府調達第二二三号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）